

## 札幌市空家等対策検討委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 7 日  
都 市 局 長 決 裁

### (設置)

第 1 条 札幌市の空家等に関する対策について、専門的かつ客観的な意見を聞くため、札幌市空家等対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (実施事項)

第 2 条 検討委員会は、札幌市の空家等対策に関する事項についての検討・意見交換を行う。

### (組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、法務、不動産、建築等の関係団体会員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 検討委員会は、前項に掲げる者のほか、必要があると認める者に検討委員会への出席を求めることができる。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長 1 名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

### (庶務)

第 6 条 検討委員会の庶務は、都市局建築指導部において行う。

### (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要なことは建築指導部長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 7 日から施行する。

### 附 則 (令和元年 11 月 29 日一部改正)

この要綱は、令和元年 11 月 29 日から施行する。